

所管部課	総務部デジタル推進課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について			区分	○
	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市子どもの医療費の助成に関する条例の施行により、子どもの医療費の助成事務が始まり、乳幼児医療費助成事務、義務教育就学児医療費助成事務及び高校生等医療費助成事務が廃止されることとなった。</p> <p>あわせて、東大和市における個人番号の利用等に関する条例を改正し、マイナンバーを利用できる事務として、子どもの医療費の助成事務を追加し、各医療費助成の事務を廃止前の各医療費助成の事務と改めたことから、東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則についても所要の改正を行う。</p> <p>また、引用している省令が廃止され、新たな省令となったことから所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大和市子どもの医療費の助成に関する条例に関する事務等を追加する。【第8条の2関係】 ・廃止前の東大和市乳幼児医療費助成条例の事務等に改める。【第9条関係】 ・廃止前の東大和市義務教育就学児医療費助成条例の事務等に改める。【11条関係】 ・廃止前の東大和市高校生等医療費助成条例の事務等に改める。【第11条の2関係】 ・引用している省令の名称を変更する。【第12条関係】 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、第9条関係等一部の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> ・総務課において審査済み 					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。 					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。